

J A F ラリー競技開催規定および付則の一部改正

J A F ラリー競技開催規定およびその付則を以下の通り一部改正することとなりましたので、お知らせします。

ラリー競技開催規定 一部改正内容

※下線部分：変更箇所

一部改正内容	現行規定
<p>第1条 総則 (略)</p> <p>第2条 定義</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。</p> <p>1) クルー：参加車両に搭乗する乗員をいい、<u>ドライバーに加え少なくとも1名の乗員</u>（ナビゲーターまたは本付則スペシャルステージラリーにおいてコ・ドライバーという。）で構成される。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。</p> <p>2) ～8) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2018</u>年1月1日から施行する。</p>	<p>第1条 総則 (略)</p> <p>第2条 定義</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 国内競技規則2-14に定める第1類ラリーで用いる基本事項を以下の通り定める。</p> <p>1) クルー：参加車両に搭乗する<u>2名</u>（<u>第1種アベレージラリーは除く。</u>）の乗員をいい、<u>ドライバーおよびナビゲーター</u>（本付則スペシャルステージラリーにおいてコ・ドライバーという。）で構成される。<u>クルーはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。</u>クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。</p> <p>2) ～8) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2015</u>年1月1日から施行する。</p>

ラリー競技会組織に関する公認基準の表 一部改正内容

一部改正内容						現行基準					
	国際格式 (インターナショナル)	国内格式 (ナショナル)	準国内格式 (セミナショナル)	地方格式 (リストラクティッド)	クローズド格式 (クローズド)		国際格式	国内格式	準国内格式	地方格式	クローズド格式
競技会 開催資格	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を2回以上単独開催した実績を有する加盟/公認クラブまたは公認団体であること。	過去に地方格式以上のラリー競技会を1回以上開催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注1参照)	過去にクローズド格式以上のラリーを1回以上開催(共催可)した実績を有する加盟/公認クラブまたは加盟/公認団体であること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上(ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。)	1	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ	過去に準国内格式のラリー競技会を3回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ 過去に準国内格式のラリー競技会を10回以上単独開催した実績を有する加盟クラブ	初めて準国内競技を開催するオーガナイザーは、組織許可申請前5年以内に地方格式のラリー競技会を3回以上開催(共催可)した実績を有する加盟団体以上および加盟クラブ以上であること。 (※注1参照)	加盟クラブ以上または加盟団体以上として登録後3年以上更新登録(初年度登録を含む)が行われており過去にクローズドのラリーを3回以上開催(共催可)した実績を有していること。 (※注2参照)	準加盟クラブ以上(ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。)
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下	40台以下	2	事務局を常設しかつ専従の事務局員1名以上が常駐すること。		当該競技会の特別規則に記載された参加受付開始日から競技会終了までの間事務局を開設すること。		
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下		3	公認審判員資格AまたはBの技術、コース、計時各1級についてそれぞれ1名以上を競技会組織に所属せしめていること。		公認審判員資格AまたはBの技術、コース、計時各2級以上についてそれぞれ1名以上を競技会組織に所属せしめていること。		公認審判員資格B以上の技術、コース、計時各3級以上についてそれぞれ1名以上を競技会組織に所属せしめていること。
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)						
参加台数	90台以下		75台以下	60台以下			90台以下		75台以下(全日本選手権については90台を上限とする)	60台以下	40台以下
総走行距離 (※注3参照)	制限しない		500km以下	200km以下			制限しない		500km以下	200km以下	
スペシャル ステージの 総距離	制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)		制限しない		50km以下 (※注4参照)	10km以下 (※注5参照)	5km以下 (※注6参照)
参加条件							国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者2名以上を要する。	国内競技運転者許可証AまたはBもしくは国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者2名以上を要する。		開催クラブの所属員で、国内競技運転者許可証B所持者またはそのクラブが認められた者2名以上を要する。	

[※注1] 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
 [※注2] 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
 [※注3] 総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
 [※注4] JAF公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
 [※注5] JAF公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5kmを超えてはならない。
 [※注6] スペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の開催場所はJAF公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の距離が2kmを超えてはならない。

[※注1] 1986年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
 [※注2] 国内スポーツカレンダー登録規定に従い1987年度中に1988年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに1987年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
 [※注3] 総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
 [※注4] JAF公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
 [※注5] JAF公認コースで行う場合を除き、1つのスペシャルステージの距離が5kmを超えてはならない。
 [※注6] スペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の開催場所はJAF公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、1つのスペシャルステージまたは第2種アベレージラリー開催規定第4条3.に該当する区間の距離が2kmを超えてはならない。

一部改正内容	現行規定
<p>第1条 組織許可申請</p> <p>ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。</p> <p>1. オーガナイザーより所轄警察署へ道路使用許可申請を行う。</p> <p>道路使用許可申請者は、オーガナイザーの代表者もしくは当該競技会の組織委員でなければならない。</p> <p>1)～2) (1) (略)</p> <p>(2) コース図：国土交通省国土地理院承認済の都道府県地図上に、次の事項を記載すること。</p> <p>①コース全体図：複数のステージまたは<u>レグ</u>を設定する競技会についてはステージまたは<u>レグ</u>別コース図</p> <p>②チェックポイントまたはタイムコントロールの位置およびタイムトライアルのスタート／フィニッシュの位置</p> <p>③休憩所またはサービスパークの位置</p> <p>④給油所の位置</p> <p>(3)～6. (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2018</u>年1月1日より施行する。</p>	<p>第1条 組織許可申請</p> <p>ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。</p> <p>1. オーガナイザーより所轄警察署へ道路使用許可申請を行う。</p> <p>道路使用許可申請者は、オーガナイザーの代表者もしくは当該競技会の組織委員でなければならない。</p> <p>1)～2) (1) (略)</p> <p>(2) コース図：国土交通省国土地理院承認済の都道府県地図上に、次の事項を記載すること。</p> <p>①コース全体図：複数のステージまたは<u>デイ</u>を設定する競技会についてはステージまたは<u>デイ</u>別コース図</p> <p>②チェックポイントまたはタイムコントロールの位置およびタイムトライアルのスタート／フィニッシュの位置</p> <p>③休憩所またはサービスパークの位置</p> <p>④給油所の位置</p> <p>(3)～6. (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2013</u>年1月1日より施行する。</p>

ラリー競技開催規定付則：第1種アベレージラリー開催規定 一部改正内容

※下線部分：変更箇所

一部改正内容	現行規定
<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第1種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p>第1条 特別規則</p> <p>特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競技方法 2. 総走行距離 3. 参加車両に搭載しなければならない備品 <ol style="list-style-type: none"> 1) 非常用停止表示板（三角） 2) 非常用信号灯 4. ～5. （略） <p>第2条 参加車両 （略）</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査</p> <p>オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>ドライバーおよびナビゲーター</u>の自動車運転免許証 2) <u>ドライバーおよびナビゲーター</u>の競技運転者許可証 3) ～6) （略） 2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。 	<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第1種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p>第1条 特別規則</p> <p>特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競技方法 2. 総走行距離 3. 参加車両に搭載しなければならない備品 <p style="margin-left: 20px;"><u>非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器</u></p> 4. ～5. （略） <p>第2条 参加車両 （略）</p> <p>第3条 参加確認および参加車両検査</p> <p>オーガナイザーは、参加確認および参加車両検査に際し下記の事項を満足しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>すべてのクルー</u>の自動車運転免許証 2) <u>すべてのクルー</u>の競技運転者許可証 3) ～6) （略） 2. 車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。<u>また、ヘルメット等の安全</u>

第4条～第5条 (略)

第6条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. クルーは、ドライバーに加え、少なくとも1名をナビゲーターとし、当該自動車検査証の乗車定員欄に記載された定員以内であれば、競技会特別規則に明記することにより乗車することができる。
2. ドライバーおよびナビゲーターはいずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。
3. 上記2. を除く乗員の最低年齢は6歳とし、且つ身長は140cm以上とする。なお、乗員が20歳未満の場合、親権者または保護者から搭乗に関する同意書を取得しなければならない。
4. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。

装備品の装着が義務づけられる競技会においては、クルーがそれらの装備品を所持していることを確認すること。

3. タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは参加車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

第4条～第5条 (略)

第6条 参加者およびクルーの遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。

5. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
6. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
7. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
8. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
9. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
10. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
11. 安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
12. オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
13. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
14. 整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
15. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
16. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
17. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
18. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められ

2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。
6. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
15. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められな

ないこと。

第7条 罰則 (略)

第8条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

いこと。

第7条 罰則 (略)

第8条 本規定の施行

本規定は、2015年1月1日から施行する。

ラリー競技開催規定付則：第2種アベレージラリー開催規定 改正内容

※下線部分：変更箇所

改正内容	現行規定
<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 参加者およびクルーの遵守事項</p> <p>オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。</p> <p><u>1. クルーは、ドライバーおよびナビゲーターの2名で構成され、いずれも競技中に運転を行ってよいが、公道上で当該参加車両を運行するに有効な自動車運転免許証および当該競技会に有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。クルーの中に参加者がいない場合、参加車両に搭乗している間はドライバーが参加者の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>2. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。</u></p> <p><u>3. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。</u></p> <p><u>4. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。</u></p> <p><u>5. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。</u></p> <p><u>6. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。</u></p> <p><u>7. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。</u></p>	<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 参加者およびクルーの遵守事項</p> <p>オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。</p> <p><u>1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。</u></p> <p><u>2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。</u></p> <p><u>3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。</u></p> <p><u>4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。</u></p> <p><u>5. 登録したクルー以外は乗車してはならないこと。</u></p> <p><u>6. 競技からリタイヤした場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。</u></p>

8. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。

9. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

10. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。

11. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。

12. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。

13. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。

14. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。

15. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

16. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。

8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。

10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。

11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。

12. 特別規則に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。

13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。

14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

15. オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。

第8条 (略)

第9条 本規定の施行

本規定は、2016年4月1日から施行する。

一部改正内容	現行規定
<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 定義</p> <p><u>1) ラリー競技の開始 (BEGINNING OF THE RALLY)：ラリーは、書類検査あるいはレッキ (いずれか早い方) で開始する。ラリーの競技要素は、最初のタイムコントロールで開始する。</u></p> <p><u>2) ラリー競技の終了 (END OF THE RALLY)：ラリー競技は、最終公式順位認定の掲載をもって終了する。ラリー競技の要素は、最終タイムコントロールで終了する。</u></p> <p><u>3) 公式通知 (Official Notice)：ラリーの競技会特別規則を修正、明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知。</u></p> <p><u>4) コミュニケーション (Communication)：競技長あるいは競技審査委員会のいずれかにより発行される、情報提供の公式な書面による通知。</u></p> <p><u>5) コントロール：参加車両の通過または通過時刻の確認を行う場所で、下記の種類がある。</u></p> <p>(1) タイムコントロール：参加車両の到着時刻を記録する地点。</p> <p>(2) スペシャルステージのスタートコントロール：スペシャルステージのスタート時刻を記入する地点。</p> <p>(3) スペシャルステージのフィニッシュコントロール：スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にあるスト</p>	<p>ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 定義</p> <p><u>1) デイ：オーバーナイトリグループで区切られる競技区間の単位。</u></p> <p>(1) 1つの<u>デイ</u>における各クルーの運転時間は合計18時間を超えないこと。</p> <p>(2) 1つの<u>デイ</u>の終了から次の<u>デイ</u>の開始までの間は、6時間以上のレストタイム (停車時間) が設定されなければならない。なお、競技中の連続走行時間 (1回が連続10分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間) は、最長2時間を目安とし、設定することを推奨する。</p> <p><u>2) セクション：リグループで区切られる競技区間の単位。</u></p> <p><u>3) ロードセクション：主として移動を目的とした走行に充てられ2つの連続するタイムコントロールで区切られた区間、もしくはスペシャルステージスタートとそれに続くタイムコントロールで区切られた区間を指す。</u></p> <p>4) コントロール：参加車両の通過または通過時刻の確認を行う場所で、下記の種類がある。</p> <p>(1) タイムコントロール：参加車両の到着時刻を記録する地点。</p> <p>(2) スペシャルステージのスタートコントロール：スペシャルステージのスタート時刻を記入する地点。</p>

ストップポイントで行う。

(4) パッセージコントロール：参加車両の通過確認を行う地点。

6) コントロールエリア (CONTROL AREAS)：最初の黄色地の警告サインとベージュ色に3本の横断線の入った最終サインまでの場所がコントロールエリアとみなされる。

7) レコナサンス (RECONNAISSANCE:レッキ)：スペシャルステージの下見のことをいい、ドライバー、コ・ドライバーはレッキスケジュールに従いスペシャルステージを走行すること。

8) レグ (LEG)：夜間リグループ (オーバーナイトパークフェルメ) により分けられるラリーの各競技部分。第1レグの前の夜にスペシャルステージが行われる場合、それは第1レグの第1セクションと見なされる。

(1) 1つのデイにおける各クルーの運転時間は合計18時間を超えないこと。

(2) 1つのデイの終了から次のデイの開始までの間は、6時間以上のレストタイム (停車時間) が設定されなければならない。なお、競技中の連続走行時間 (1回が連続10分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間) は、最長2時間を目安とし、設定することを推奨する。

9) セクション：リグループで区切られる競技区間の単位。

10) ロードセクション：主として移動を目的とした走行に充てられ2つの連続するタイムコントロールで区切られた区間、もしくはスペシャルステージスタートとそれに続くタイムコントロールで区切られた区間を指す。

11) リグループ：参加車両の隊列を整えることを目的として設定される

(3) スペシャルステージのフィニッシュコントロール：スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にあるストップポイントで行う。

(4) パッセージコントロール：参加車両の通過確認を行う地点。

5) リグループ：参加車両の隊列を整えることを目的として設定される停車をいう。リグループを行う場所は、出入りにタイムコントロールを設けてパークフェルメの状態を保たなければならない。その停車時間はクルーによって異なってもよい。

6) ニュートラリゼーション：何らかの事由によりオーガナイザーが参加車両を停車させること。この停車時間は競技時間に算入されない。その場所にはパークフェルメの規則が適用される。

7) パークフェルメ：整備、修理等の作業が禁止されているエリアをいう。

8) 競技会開始：競技会は参加確認受付からスタートする。ラリー競技は最初のタイムコントロールよりスタートする。

9) 競技会終了：最終公式結果の発表をもって競技会は終了する。ラリー競技は最終パークフェルメ入口のタイムコントロールで終了する。

10) レッキ：ドライバー、コ・ドライバーはレッキスケジュールに従いスペシャルステージを走行すること。

停車をいう。リグループを行う場所は、出入り口にタイムコントロールを設けてパルクフェルメの状態を保たなければならない。その停車時間はクルーによって異なってもよい。

12) ニュートラリゼーション：何らかの事由によりオーガナイザーが参加車両を停車させること。この停車時間は競技時間に算入されない。

その場所にはパルクフェルメの規則が適用される。

13) パルクフェルメ (PARC FERMÉ)：車両への一切の作業、検査、調整あるいは修理が、本規則、あるいはラリー競技会特別規則により明確に許されている場合以外許可されず、許可を受けた競技役員だけがその実施を認められる領域。

14) 禁止されるサービス (PROHIBITED SERVICE)：競技車両に搭載されている物以外の、製造物 (オーガナイザーにより供給される場合以外の固体あるいは液体)、スペアパーツ、工具あるいは器具をクルーが使用あるいは受領することができない。

15) タイムカード (TIME CARD)：アイテナリーの中で予定されている様々なコントロールポイントで記録されたタイムを記入するためのカード。

16) メディアゾーン (MEDIA ZONE)：サービスパーク、リモートサービスあるいはリグループパークの入口のタイムコントロール手前で、メディアのために設定されたゾーン。

17) テクニカルゾーン (TECHNICAL ZONE)：2箇所のタイムコントロールで区切られた、車検員による技術検査を実施する目的のゾーン。

18) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認 (トラッキング)

要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、黄旗が準備され、競技長の指示により黄旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて黄旗が提示されるのはこの地点のみである。

19) スーパースペシャルステージ (SUPER SPECIAL STAGE) : 本規則に述べられ、ラリー競技会特別規則に詳細のあるスペシャルステージの變化形でアイテナリーに記載される。

第2条 統一書式

オーガナイザーは、アイテナリー、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならない、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. アイテナリーおよびロードブック：オーガナイザーは、レッキ開始前までにすべてのクルーにアイテナリーが含まれたロードブックを配布すること。推奨様式については別添3を参照のこと。クルーはアイテナリーとロードブックに必ず従うこと。オーガナイザーは、迂回ルート（オルタネートルート）を予めロードブックに記載しておくか、ロードブックと同時に配布すること。

2. (略)

第3条 特別規則

特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. (略)

2. 競技内容：下記の事項を明記すること。

1) (略)

2) スペシャルステージの路面の種別（舗装路面、非舗装路面および積雪路面等）。

第2条 統一書式

オーガナイザーは、ラリー行程表、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならない、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. ラリー行程表およびロードブック：オーガナイザーは、レッキ開始前までにすべてのクルーにラリー行程表が含まれたロードブックを配布すること。推奨様式については別添3を参照のこと。クルーはラリー行程表とロードブックに必ず従うこと。迂回ルートがある場合、オーガナイザーは、これを予めロードブックに記載しておくか、ロードブックと同時に配布すること。

2. (略)

第3条 特別規則

特別規則には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. (略)

2. 競技内容：下記の事項を明記すること。

1) (略)

2) スペシャルステージの路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）。
(略)

(略)

3. ～5. (略)

6. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。

1) ～7) (略)

8) 各レグのスタートリスト発表の日時

9) ～10) (略)

7. ～8. (略)

第4条 公式書類

・公式通知 (略)

・ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員あるいは競技参加者いずれもが、1つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

・エントリーリスト

競技会特別規則にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、以下の内容を含めエントリーリストとして発表すること。

－競技車両番号

－競技参加者のフルネーム

－ドライバー／コ・ドライバーの氏名

－エントリーする車両名と車両型式

－エントリーする車両のクラス

・スタートリスト

スタートリストは、競技会審査委員会の承認の後、競技長が署名し、

3. ～5. (略)

6. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。

1) ～7) (略)

8) 各デイのスタートリスト発表の日時

9) ～10) (略)

7. ～8. (略)

第4条 公式書類

・公式通知 (略)

・コミュニケーション

競技長もしくは競技会審査委員会が発行する、インフォメーションとしての意味合いを持つ公式書類。

競技会特別規則に決められている時刻に発表される。

第5条～第7条（略）

第8条 スペシャルステージの開催運営基準

1. クローズド（クローズド格式）、リストラクティッド（地方格式）：

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知すること。

(2) 開催については、下記事項を満足しなければならない。

1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。

2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。

3) スタートからフィニッシュまでの主要な箇所に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。

4) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗を準備しておくこと。

5) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

6) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード行事競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を

第5条～第7条（略）

第8条 スペシャルステージの開催運営基準

1. 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。

2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。

3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（SOSトラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km以内に少なくとも1カ所設置しなければならない。

5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗および消火器（3kg以上）を準備しておくこと。

6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

講じなければならず、J A Fの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- ②競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- ③競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- ④競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
- ⑤オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
- ⑥観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。
- ⑦インフォメーション（安全に対する告知）

観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法による

- 印刷物、呼びかけ、およびテレビ報道
- ポスター提示
- パンフレットの配布
- 拡声器装備車両（コースインフォメーションカー）の競技ルート通過により観衆に告知する（最初の車両がスタートする45分から1時間前が推奨される）。この車両は、拡声器装備のあるヘリコプターに替えることができる。この運用は必要に応じて何度も繰り返すことができる。

- 緊急用車両

- 医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）

- 消火器（4kg×2本相当以上）

- 大会本部との連絡機器

コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両

- 医師または救急救命措置の行える者

- 消火器（4kg×2本相当以上）

- 大会本部との連絡機器

7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4kg×2本相当以上）

- 大会本部との連絡機器

8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード行事競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、J A Fの確認（査察等）を受けること。

7) 上記1)～5)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

(3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき、下記事項を強く推奨する。

1) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

2) ラジオポイントはおよそ5km毎に設置すること。

3) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
- 医師または救急救命措置の行える者
- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

4) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 消火器（4kg×2本相当以上）
- 大会本部との連絡機器

5) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

6) 上記1)～4)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

2. セミナショナル（準国内格式）、ナショナル（国内格式）またはインターナショナル（国際格式）：

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のい

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②危険な場所はセーフティプランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティプランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。

③競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

⑥オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。

⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑧インフォメーション（安全に対する告知）
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える
- パンフレット、チラシ、プログラム

11) 上記1)～10)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

ずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

2. 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、インターナショナル（国際格式）については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

- 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
- 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
- 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
- 4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。
- 5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、黄旗および消火器（3kg以上）を準備しておくこと。
- 6) スタート地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
 - 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）
 - 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）に

は緊急時に対応し以下のものを配置すること。

- 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者
 - 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器
- 7) ストップ地点には緊急時に対応し以下のものを配置すること。
- 消火器（4kg×2本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器
- 8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。
- 9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。
- 10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならない。J A Fの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- ②危険な場所はセーフティープランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティープランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。

③競技長は、救急委員長の推奨事項（F I A国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、先行車の乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。

④競技中（先行車が通過後、追上車が通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。

⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。

⑥オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。

⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑧インフォメーション（安全に対する告知）

観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える

－パンフレット、チラシ、プログラム

11) 上記1)～10)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

第9条 競技役員

1. 各コントロールのタイムカードの記入者は公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。（クローズド格式競技を除く。）
2. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
3. JAFオブザーバーは、ラリーのすべての局面を再考し、適切な報告書式を完成する。
4. 競技参加者のリレーションオフィサー（CRO）の第一の任務は、

第9条 競技役員

1. 各コントロール（タイムトライアルのスタート／フィニッシュコントロールを含む）には2名以上の人員を配置すること。なお、クローズド競技を除き、タイムカードの記入者は公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。
2. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。

競技参加者／クルーに対し、規定およびラリーの運営に関連する情報あるいは解説を提供することである。CROは、競技参加者／クルーが容易に確認できなければならない、CROスケジュールにしたがっていること。

第10条 (略)

第11条 レッキ

1. スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとし、具体的な実施方法は特別規則に明記されなければならない。 (略)
2. ～3. (略)

第12条 (略)

第13条 コースカー (00カー、0カー、スーパーカー)

オーガナイザーは複数台のコースカーを用意しなければならない。これらの車両は「00」、「0」および「スーパーカー」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのコースカースケジュールに従って走行しなければならない。

00カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00カーおよび0カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況につ

第10条 (略)

第11条 レッキ

1. レッキとはスペシャルステージの下見のことをいい、スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとする。具体的な実施方法は特別規則に明記されなければならない。 (略)
2. ～3. (略)

第12条 (略)

第13条 先行車 (0カー、00カー) および追上車 (スーパーカー)

オーガナイザーは2台の先行車を用意しなければならない。これらの車両は「0」および「00」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのコースカースケジュールに従って走行しなければならない。

00カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00カーおよび0カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

いて適切に報告できなくてはならない。

00カーおよび0カーは、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

オーガナイザーは、スーパーカーを用意し、参加車両が走行後セーフティプランのコースカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルーや、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

00カーが通過してから、スーパーカーが通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

第14条 競技結果

1. (略)
2. オーガナイザーは競技の進行に従って随時下記の競技結果を発表しなければならない。また、スペシャルステージの所要時間とその他のペナルティタイムの両方が記載されていないといけない。
 - 1) レグ別順位結果：1つのレグの終了時点で発表される非公式な参考順位記録で、当該レグ終了までの累積結果が記載されるものとする。
 - 2) ~ 3) (略)
3. (略)

第15条 (略)

第16条 サービス (整備作業)

1. ~ 2. (略)

走行車は、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

オーガナイザーは、追上車 (スーパーカー)を用意し、参加車両が走行後セーフティプランのコースカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルーや、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

最初の先行車 (00カー) が通過してから、追上車が通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

第14条 競技結果

1. (略)
2. オーガナイザーは競技の進行に従って随時下記の競技結果を発表しなければならない。また、スペシャルステージの所要時間とその他のペナルティタイムの両方が記載されていないといけない。
 - 1) デイ別順位結果：1つのデイの終了時点で発表される非公式な参考順位記録で、当該デイ終了までの累積結果が記載されるものとする。
 - 2) ~ 3) (略)
3. (略)

第15条 (略)

第16条 サービス (整備作業)

1. ~ 2. (略)

3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。
各レグの最初のスペシャルステージ前：15分 レグ 1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
2つのステージグループの間：30～45分
最終レグを除く、レグ終了時：45～60分
オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。

4. ～7. (略)

第17条～第18条 (略)

第19条 スタートおよび再スタート

- 1) 各クルーのスタート時刻（または再スタート時刻）は、各レグスタート前の指定された時間に競技会審査委員会承認後、競技長が署名したスタートリストによって示される。
- 2) (略)
- 3) スタートの最大遅延
セクションのスタートから15分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
- 4) レグ 2以降のスタート順
レグ 2以降のスタート順は、レグの最終ステージ終了時の成績に準じる。
- 5) ～6) (略)
- 7) スタートエリア
ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別

3. サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。
各デイの最初のスペシャルステージ前：20分 デイ 1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
2つのステージグループの間：30～45分
最終デイを除く、デイ終了時：45～60分
オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。

4. ～7. (略)

第17条～第18条 (略)

第19条 スタートおよび再スタート

- 1) 各クルーのスタート時刻（または再スタート時刻）は、各デイスタート前の指定された時間にコミュニケーションによって示される。
- 2) (略)
- 3) スタートの最大遅延
セクションのスタートから30分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
- 4) デイ 2以降のスタート順
デイ 2以降のスタート順は、デイの最終ステージ終了時の成績に準じる。
- 5) ～6) (略)

規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金のみが、競技会特別規則に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

第20条 (略)

第21条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1) ~ (6) (略)
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定時刻の15分後に閉鎖する。
 - (8) (略)
2. (略)
3. コントロールの競技役員は一見して識別できるようにすること。とくにコントロールの責任者はそれを示すジャケット等を着用すること。
4. パッセージコントロールでは、競技役員はタイムカードが提出されたら速やかに時刻を記入すること。
5. タイムコントロールでは、競技役員はタイムカードが手渡された時刻を記入する。(計時は分までとする)

第22条~第23条 (略)

第24条 リグループのコントロール

1. ~ 4. (略)
5. リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示

第20条 (略)

第21条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1) ~ (6) (略)
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた15分後に閉鎖する。
 - (8) (略)
2. (略)
3. コントロールの競技役員は一見して識別できるようにすること。とくにコントロールの責任者はそれを示すベスト等を着用すること。
4. パッセージコントロールでは、競技役員はタイムカードが提出されたら速やかに押印または署名を行うこと。
5. タイムコントロールでは、競技役員はタイムカードが手渡された時刻を記入し(計時は分までとする)、速やかに押印または署名を行うこと。

第22条~第23条 (略)

第24条 リグループのコントロール

1. ~ 4. (略)
5. リグループ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
6. リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示さ

される。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。

その後エンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。

6. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

第25条 スペシャルステージ

1. ～4. (略)

5. スペシャルステージのスタートは、スタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は離脱となり、当該車両は安全な場所へ速やかに移動される。

6. スペシャルステージのスタート

1) ～3) (略)

4) 反則スタート、特にスタート合図前にスタートする違反について

は、以下の罰則が課せられる：

第一回目の違反：10秒

第二回目の違反：1分

第三回目の違反：3分

それ以上の違反：競技会審査委員会の裁量に任される。

これらの罰則は、競技会審査委員会が必要と判断した場合に、より重い罰則を課すことを妨げるものではない。タイム算出には、実際のタイムが使用されなければならない。

7. ～10. (略)

11. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内

れる。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。その後エンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。

7. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

第25条 スペシャルステージ

1. ～4. (略)

5. スペシャルステージのスタートは、スタンディングスタートとする。参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は失格となり、当該車両は安全な場所へ速やかに移動される。

6. スペシャルステージのスタート

1) ～3) (略)

7. ～10. (略)

11. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であ

であってもコースから排除されることがある。この場合、当該車両はレグ離脱またはリタイアとなる。

12. (略)

13. スペシャルステージのスタート間隔は当該レグのスタート間隔と同一でなければならない。ただし、他の諸規則または特別規則に異なる記述がある場合はこの限りではない。

14. スペシャルステージの黄旗表示

1) ~6) (略)

7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク (約5km毎に設置) チャンネルで設置されるラジオポイントは、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。加えて、ラジオポイントの100m手前に背景が黄で黒い稲妻マークが入った看板を設置すること。

ミッドポイントには、追加の看板 (青色背景に白の十字) をラジオポイント看板の真下に設置すること。

それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。

15. 競技クルーの安全

1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判

ってもコースから排除されることがある。この場合、当該車両はデイ離脱またはリタイアとなる。

12. (略)

13. スペシャルステージのスタート間隔は当該デイのスタート間隔と同一でなければならない。ただし、他の諸規則または特別規則に異なる記述がある場合はこの限りではない。

14. スペシャルステージの黄旗表示

1) ~6) (略)

7) 各ステージによって異なる無線ネットワーク (5kmごとに設置) チャンネルで設置されるラジオポイントは、車両の追跡、およびラリーの監視が可能であること。各ラジオポイントはロードブック内に示され、背景が青で黒い稲妻マークが入った看板で示されていること。加えて、ラジオポイントの100m手前に背景が黄で黒い稲妻マークが入った看板を設置すること。

ステージ内の救急車はラジオポイントに配置される。その際、追加の看板 (青色背景に赤、もしくは緑の十字) をラジオポイント看板の真下に設置すること。

さらにミッドポイントの100m手前に、予告看板を設置すること。

それは上記と同じデザインとするが、背景を黄色にすること。

15. 競技クルーの安全

1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。

この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが

断によりペナルティが課される。

2) ~ 7) (略)

8) (略)

①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。

② (略)

9) ~10) (略)

16. スーパースペシャルステージ

1) スーパースペシャルステージの特徴：2台以上の車両が同時にスタートする場合、各スタート地点の走路設計は類似したものでなければならない。各車両には同様のスタート手順が適用されなければならない。異なるスタート位置からのステージ距離を均衡化するために、車両のスタートラインを互い違いに配列することができる。

2) スーパースペシャルステージの実施：スーパースペシャルステージの実施、スタート順およびタイム間隔についての特別規定は、すべてオーガナイザーの裁量に任される。しかしながら、この情報はラリーの競技会特別規則に含まなければならない。

第26条 パルクフェルメ

1. ~ 5. (略)

6. パルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

第27条~第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日から施行する。

以上

課される。

2) ~ 7) (略)

8) (略)

①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。

② (略)

9) ~10) (略)

第26条 パルクフェルメ

1. ~ 5. (略)

第27条~第30条 (略)

第31条 本規定の施行

本規定は、2016年4月1日から施行する。

以上

